

令和元年7月1日

お客様各位

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改正について

ひまわり信用金庫

金融庁は、平成30年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、当金庫では令和元年10月1日より、新規取引開始時にお取引内容やお客様に関する情報等について追加で確認させていただく場合があります。また既にお取引のあるお客様においては、当金庫の窓口や郵便等によりお客様とのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいたお客様の取引目的やお客様に関する情報等を、再度ご確認させていただく場合がございます。また上記の確認時には、各種書面等のご提示をお願いする場合がございます。

なお、各種質問へのご回答やご依頼した資料の提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客様におかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合がございます。

上記の変更に伴い、以下の預金規定を改正いたします。

1. 当座勘定規定（一般用）
2. 普通預金規定
3. 決済用普通預金（無利息型）規定
4. 貯蓄預金規定

以上